



**相談**

**無料法律相談を開催します**

- ◆とき 11月17日(月)
- ◆ところ 役場本庁相談室  
午前10時～午後4時
- ◆相談弁護士 國田武二郎弁護士  
(堀松出身・名古屋在住)
- ◆相談時間 1人30分(要予約)
- ◆募集定員 9名
- ◆定員になり次第締め切ります。
- ◆申込用紙は住民課及び富来支所総合窓口にあります。
- ◆お問い合わせ先  
住民課 ☎3299121

**総合相談(無料)**

- ◆総合相談所を町内2カ所で開催します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。
- ◆相談員 行政相談員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士の方々が相談に応じます。
- ◆《志賀地域》
- ◆とき 11月17日(月)

- ◆ところ 志賀町文化ホール2階
- ◆お問い合わせ先  
志賀町社会福祉協議会 ☎3211363

**《富来地域》**

- ◆とき 11月10日(月)
- ◆ところ 富来行政センター2階
- ◆お問い合わせ先  
志賀町社会福祉協議会富来支所 ☎4212545

**ハローワーク相談**

- ◆とき 11月10日(月)
- ◆ところ 富来活性化センター
- ◆お問い合わせ先  
商工観光課 ☎3299341

**母子自立支援相談**

- ◆母子家庭の方々の相談に応じたいです。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。
- ◆とき 11月27日(木)
- ◆午前10時～午後3時

- ◆毎月第4木曜日
- ◆役場相談室
- ◆お問い合わせ先  
子育て支援課 ☎3299122

**11月は「児童虐待防止推進月間」です**

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、全国的に広報・啓発活動を行っています。今年度、石川県では「子ども虐待防止」の象徴である「オレンジリボン」の普及活動に取り組み「オレンジリボン・キャンペーン」を左記のとおり行います。

- ◆金沢城石川門オレンジライトアップ
- ◆とき 11月8日(土)
- ◆午後5時30分～午後9時
- ◆ところ 金沢城石川門
- ◆とき 11月8日(土)
- ◆午後12時～午後4時30分
- ◆ところ 金沢駅もてなしドーム地下広場



**七尾法律相談センター**

- ◆とき 毎週木曜日  
(祝・祭日は除く)  
午後1時30分～4時
- ◆ところ 七尾駅前パトリア5階「フォーラム七尾」
- ◆相談料 30分以内5千円
- ◆ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。
- ①クレサラ相談
- ②負担が困難な方で法律扶助資力基準に該当する方。
- ◆相談希望者は相談日前日午後5時までに金沢弁護士会(☎076-251-0242)へ電話予約ください(先着5名)。

**ひきこもり等講演会と相談会**

「**かかわりの中から見えること**」  
 若者を取り巻く環境や人間関係が変化する中、不登校やひきこもりの家族を抱えている方が増えてきています。  
 同じ悩みを持つ家族の方と一緒に考えてみませんか。

- ◆とき 11月16日(日) 午後1時30分～3時30分
- ◆ところ 石川県能登中部保健福祉センター

**講師**

- ◆でんでん虫ネットワーク  
代表 土田 昌子
- ◆申込・お問い合わせ先  
TEL 0767-53-24882  
FAX 0767-53-24884

**税を考える週間**

国税庁では、国民の皆様がより一層税の仕組みや目的について考え、税に対する理解を深めていただくために、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定めております。今年も11月11日(火)から11月17日(月)までの期間中、「IT化・国際化と税」をテーマとして各種行事を行います。

- ◆小中学生の「税に関する作品」の展示
- ◆展示期間 11月11日(火)～11月17日(月)
- ◆場 所 志賀町文化ホール アスク

**税理士による無料税務相談**

- ◆日時 11月16日(日)
- ◆午前10時～午後3時  
(午後12時～午後1時は除く)
- ◆場所 アルブラザ鹿島 セントラルコート1F

**聴覚障害者の皆様へ**

**手話通訳者の設置日のお知らせ**  
 ◆皆様のご相談、行政手続き等に対応しますので、どうぞお気軽にご利用ください。  
 ◆設置日時は次のとおりです。

- ◆役場健康福祉課窓口
- ◆第1(木曜日)  
午前10時～12時(11/6・13)
- ◆第3・第4(木曜日)  
午後2時～4時(11/20・27)
- ◆富来支所総合窓口
- ◆第1・第3(水曜日)  
午後2時～4時(11/5・19)

**お知らせ**

## 古タイヤ回収のお知らせ

不法投棄防止の一環として、ご家庭で不用になつてゐる古タイヤを有料で回収します。各自指定の場所に時間厳守で持ち込んでいただき、料金支払いの上、引渡してください。

とき 11月16日(日)

ところ

◎富来支所駐車場 正面右側  
午前9時30分～午前11時30分  
◎志賀町末吉 旧清掃員詰所前  
午後1時～午後3時  
乗用車用・軽自動車用タイヤ 150円  
RV車用・中小型トラック用タイヤ 400円

※ホイールの有無にかかわらず料金は同じです。

※業者(タイヤ販売店、ガソリンスタンド等)の持込みは出来ません  
※農機具のタイヤの持込みはできません。

お問い合わせ先  
生活安全課 32-111111  
富来支所 42-111111

## 『裁判員制度を考えるシンポジウム』を開催します

平成21年5月から「裁判員制度」がスタートします。志賀町では、この「裁判員制度」について、広く町民の方々に知っていただくため、裁判員制度を考えるシンポジウムを開催します。

とき 平成20年11月16日(日)

午後1時～4時30分  
ところ 志賀町文化ホール

入場料 無料  
主催 志賀町  
第1部 映画「裁判員」  
上映 午後1時30分～3時

第2部 パネルディスカッション  
午後3時10分～4時20分

志賀町出身の國田弁護士との司会で、同じく志賀町出身の林判事と石川県の法曹3者(金沢地方裁判所、金沢地方検察庁、金沢弁護士会)の代表の方々に町民の代表者(区長会、女性団体協議会、青年団協議会)が裁判員制度についての不安や疑問点などを質問し、答える形式で進行します。

この機会に皆さんもシンポジウムに参加し、裁判員制度についてご理解ください。

## 催し物

### クリンクルはくい情報

◆エコクッキング教室  
料理をとおして、こみを出さない工夫や出たこみの分別の仕方を学ぶ。

とき 11月23日(日)  
午前9時30分～

▼定員 20人  
▼参加費 500円  
▼持ち物 エプロン、三角巾、箸  
▼講師 室谷 加代子氏  
◆古着のリフォーム教室  
古着を使って小物を作り、こ

みを出さない工夫と布の有効利用

とき 11月15日(土)

午前9時～  
▼定員 20人  
▼参加費 2000円  
▼持ち物 50cm×50cmの布1枚、裁縫道具

▼講師 原田 洋子氏  
▼申込先 クリンクルはくい  
☎27-1153 Fax27-1154

## てんと市

とき 11月25日(火)  
午前8時30分～午後1時  
▼ところ 道の駅「旬菜館」前  
※皆さまのお越しをお待ちしています。

## 募集

### 自衛隊生徒募集案内

平成20年度の自衛隊生徒の募集を左記のとおり行っております。  
▼受付期間 平成20年11月1日(土)から平成21年1月6日(火)まで

▼採用予定者数 約20名  
▼応募資格 中卒(見込含)

▼試験日 17歳未満の男子  
平成21年1月10日(土)

▼試験会場 七尾地方合同庁舎内 自衛隊石川地方協力本部七尾出張所  
▼お問い合わせ 自衛隊石川地方協力本部七尾出張所

☎0767-531169

## 善意の花

福祉の向上に心温たまるご芳志をありがとうございます

◆中山の齊田徹様より、亡父毅様の供養として福祉向上に10万円

## 町有財産を売払います

志賀町が所有する下記の土地・建物を、最低売却価格の提示による競争入札とし、売払います。

物件番号	種類	所在	現況地目 構造	登記面積		最低売却価格(円)			備考
				m <sup>2</sup>	坪	全体	m <sup>2</sup> 単価	坪単価	
A1	土地	高浜ウ101番1 101番2 102番3	雑種地	341.00	103.15	1,650,000	4,839	15,996	
A2	土地	岩田チ20番2	宅地	190.00	57.48	1,420,000	-	-	《旧甘田送水ポンプ場》
	建物	岩田チ20番地2	コンクリート造平家建て	20.00	6.05				

◆入札期間 11月4日(火)～11月25日(火)

◆入札場所 志賀町役場2階 企画財政課 監理室内  
受付時間は、午前8時30分～午後5時までです。なお、土日、祝日の受付は行いません。

◆その他 志賀町役場 企画財政課 監理室内で、『町有財産売払入札要領』を配布しています。

◆お問い合わせ先 企画財政課 監理室  
☎32-11111 (代表)

## 旧志賀中学校不要物品を売払います

旧志賀中学校で使用していた不要物品を、せり売り(貼り札)形式による売払いをします。

◆売払いの場所 旧志賀中学校(志賀町堀松6-8-2)

◆売払いの日時 11月23日(日) 午前9時から(貼り札の締切：午後3時)

◆下見の日時 11月16日(日) 午前9時から午後5時まで

◆その他 せり売り終了後、買受代金を納付していただき、引き渡しを行います。買受代金については、現金でご用意ください。

◆お問い合わせ先 企画財政課 監理室  
☎32-11111 (代表)

## 国民年金のお知らせ



### 老齢基礎年金を需給するための条件

老齢基礎年金は、原則として25年の受給資格期間を満たした人が満65歳になったときから受けることができる年金です。

### 納めた保険料の期間で年金額が違ってきます。

20歳から60歳になるまで40年(480月)すべて保険料を納めた場合

**満額**になります

79万2千円

滞納や免除期間があり、保険料を納めた期間が40年(480月)に満たない場合

計算式によって**減額された額**になります。

### 会社員も公務員も国民年金加入者です

●2号被保険者(厚生・共済年金)の人で退職した人

国民年金(1号被保険者)への手続きはお忘れでないでしょうか。今一度、ご確認ください！

●3号被保険者の人で、配偶者が退職した人

1号被保険者への変更手続きをお忘れなく！

◆資格変更の手続きは、役場窓口で受け付けています。

※失業した理由で保険料の納付が困難な場合、免除が承認されることがあります。

国民年金加入時には、納入に便利な**口座振替**をご利用ください

国民年金の制度に関する問い合わせご相談は

七尾社会保険事務所(0767-53-6511) または、住民課国保年金係(32-9121)



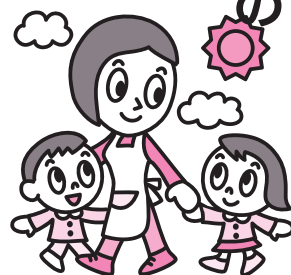
# 平成21年度保育園入園申込の受付を行います

申込期間 11月7日(金)～15日(土)  
 申込方法 各保育園、または役場子育て支援課に備えつけの入園申込書を記入し、必要書類を添付して、入園を希望する園に提出してください。  
 現在入園されていて、引き続き21年度も保育を希望される方も申込書の提出が必要です。  
 入所基準 保護者や同居の祖父母等の就業、病気等の事情により、保育できない場合。  
 保育時間 平日 午前8時～午後4時  
 土曜日 午前8時～正午  
 長時間保育 午前7時30分～午後6時  
 (全園で実施)  
 延長保育 午前7時～午後7時  
 (高浜・とぎ・ますほ・乳幼児で実施)  
 料金は月額2,500円です。  
 休日保育 乳幼児保育園で実施。  
 保育料 入園児童の父母の平成20年中の所得税額などを基準に決定します。ただし、祖父母などが、生計の中心の場合は所得税額を合算する場合があります。  
 ※いずれの園も、生後2カ月からの受け入れとなります。

お問い合わせ先 各保育園、または役場子育て支援課 ☎32-9122

町内保育所一覧(公立 9カ所、私立 1カ所)

区分	保育園名	所在地	電話番号	予定定員	延長保育
公立	高浜保育園	高浜町	32-0214	145	有
	志加浦保育園	上野	32-0427	70	
	上熊野保育園	直海	38-1012	60	
	土田保育園	館開	37-1002	70	
	加茂保育園	倉垣	36-1205	30	
	下甘田保育園	二所宮	36-1240	40	
	中甘田保育園	大島	32-0369	60	
	とぎ保育園	富来領家町	42-0366	150	有
	ますほ保育園	里本江	42-0277	70	有
私立	乳幼児保育園	末吉	32-2640	90	有



能登半島地震により滅失・損壊した家屋・償却資産の代替家屋及び代替焼却資産取得に係る特例制度について

平成20年度の地方税法改正により、能登半島地震で極めて甚大な被害を受けた方々の再建や地域経済の復旧・復興に資するため、固定資産税と都市計画税の負担を軽減する制度が創設されました。

### ▼代替資産取得の要件

今回の特例の対象となるのは、平成19年3月25日にお持ちの家屋や償却資産が被災し、その代替となる家屋や償却資産を平成19年3月25日から平成23年3月31日までに取得された方々です。

対象となるのは、災害救助法適用地域の七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町で被災された人もしくは、右記地域外で被災し、右記地域内で代替資産を取得された方々です。

ただし、右記地域内で被災しても、この地域外へ移転した場合は、特例の適用が受けられません。

### ▼減額される期間と税額

特例期間は、取得後4年間で、代替となる家屋の税額や償却資産の課税標準額の価格が2分の1になります。

### ▼申告に必要なもの

- ・申告書
- ・り災証明書または、被害のあった資産を確認できるもの
- ・その他、町で定める書類
- ・認印

### ▼お問い合わせ先

税務課 ☎32-9141

## 燃えるごみ ルールを守ってください!

最近、燃えるごみの出し方が悪いため、収集業者が集められず取り残しになるケースが生じています。そのような場合、区長やごみ当番の人が持ち帰り、詰め直しをすることになり、大変、困っております。また、収集にも手間取ります。

### ◎指定された日時を守る

ごみカレンダーを参考に、収集日、収集品目、排出時間を守ってください。

### ◎黒い不透明なごみ袋に入れない

必ず、透明、半透明の袋に入れシールを貼って出してください。

### ◎資源ごみは分別してリサイクルする

燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみをきちんと分別してください。



お問い合わせ先  
 生活安全課 ☎32-1111

# 平成20年秋季全国火災予防運動

実施期間  
11月9日(日)～11月15日(土)

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とします。

## 住宅防火(いのちを守る)7つのポイント

### 3つの習慣

- ・寝たばこをしない。
- ・ストーブには燃えやすいものを近づけない。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



## 統一標語

「火のしまつ 君がしなくて  
誰がする」

問い合わせ先  
志賀消防署 TEL32-1776  
富来分署 TEL42-1211

## 身体障害者等移送サービスのご利用案内

志賀町社会福祉協議会では、高齢者及び身体障害者等の方々の外出及び社会参加の促進と福祉の向上を図ることを目的に身体障害者等移送サービスを行っております。

お申し込み、お問合せは下記までお願いします。

### 【利用対象者】

志賀町に居住し、次の各号に該当する人で、単独では公共交通機関を利用することが困難な人(家族等の介護者の添乗が必要です)

- (1) 介護保険法に規定する要介護者及び要支援者
- (2) 身体障害者法に規定する身体障害者
- (3) その他、肢体不自由者、内部障害者(人工血液透析を受けている人を含む)、精神障害者、知的障害者

### 【運行範囲】

志賀町内、羽咋市、七尾市、金沢市、かほく市、鹿島郡、河北郡、宝達志水町

### 【利用料金】

町内は基本料金400円  
町外は基本料金+1km毎20円+3時間以上は1時間毎500円

### ◆お申し込み・お問い合わせ

志賀町社会福祉協議会 本所  
☎ 32-1363 FAX 32-3277  
志賀町社会福祉協議会 支所  
☎ 42-2545 FAX 42-2305

## シルバー人材センターからのお知らせ

《シルバー人材センターで働いてみませんか!!》

町内に住むおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人ならどなたでも会員になれます。

入会は随時受け付けておりますが、11月に入会に係る説明会を開催しますので、参加を希望する人は、事前に志賀事務所または、富来事務所までご連絡ください。

### 【入会説明会 開催日】

富来事務所(酒見河原47) 11月12日(水) 午後2時～  
志賀事務所(高浜町ワ135) 11月19日(水) 午後2時～

### 《仕事の内容とは?》

※大工仕事・ペンキ塗り ※障子襖張替え  
※植木樹木の剪定・伐採・消毒 ※宛名書き  
※草刈り・草むしり・芝刈り・農作業 ※屋内外清掃

シルバー人材センターではこのような臨時的・短期的な仕事を、家庭・事業所等から引き受け、会員に提供しています。高齢者の就業ですので危険・有害な作業内容の仕事は、引き受けていません。

### 《果樹栽培アシスタント講習会の開催》

日 時 11月20日(火)～11月29日(木)  
土日除く8日間 9時～16時  
場 所 志賀町とぎ実験農場  
対 象 60歳前後を中心とした高齢求職者  
受 講 料 無料 定員 30名  
申 込 期 間 11月27日(木)～12月26日(金)

◆事務所業務時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時30分

### ◆お申し込み・お問い合わせ

社団法人 志賀町シルバー人材センター  
志賀事務所(給食センター隣)  
☎ 32-9911 FAX 32-9912  
富来事務所(地域福祉センター内)  
☎ 42-2170 FAX 42-2707

# 「あなたの子育て」を応援します

志賀町要保護児童対策地域協議会

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

### 子ども虐待とは

- (1) 保護者が監護（監督・保護）する子どもの心身を傷つけ、健やかな発達を損なう行為のことです。
  - (2) 子どもが望まないのに繰り返し行われます。
  - (3) 虐待かどうかの判断は、子どもの側に立って行われるべきで、親の意図とは無関係です。
- 虐待は子どもの心身に深刻な影響を与えるため、早期発見、早期対応が大切です。私たち一人ひとりが、子どもの虐待について理解を深め、関心を持ち続けましょう。



### からだへの虐待（身体的虐待）

身体への暴力。傷跡が残るような暴行や骨折、やけどなど、生命が危うくなるようなけがをさせることです。

### 性に関する虐待（性的虐待）

性的行為や性的いたづらをする、性行為を強要する、性に関する映像を見せることなどで、見つかりにくい場合注意が必要です。

### 放置・保護の怠慢（ネグレクト）

子どもの健康・発達に必要な衣食住の世話をせずに放置することです。たとえば十分な栄養を与えない、病院・学校に行かせないなど。

### こころへの虐待（心理的虐待）

ひどい言葉や拒否的な態度で子どもを傷つけたり、子どもを無視したりして、子どもに不安や心理的な傷を与えることです。

子ども・育児・健康のことなど、身近な相談機関へお気軽に相談ください

相談機関名	電話番号
志賀町子育て支援課	32-9122
地域子育て支援センター (志賀町乳幼児保育園内)	32-2640
志賀町保健福祉センター	32-0339
七尾児童相談所	0767(53)0811
羽咋地域センター	22-1170

- 子どもを虐待から守るための5か条
- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
  - 2 「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
  - 3 ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
  - 4 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
  - 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

## 「虐待」に気づいたら迷わず連絡してください

あなたの一報で救われる子どもがいます。連絡を受けた機関は秘密を固く守ります。

連絡先 志賀町子育て支援課の電話 32-9122  
休日夜間専用の携帯電話 090-8267-4693

「助けての 小さなサイン 受け止めて」(愛知県・34歳 田口 景一さん)  
平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語（最優秀作品）